就業地が北九州市、福岡市、久留米市**以外**の方

調 理 師 の 皆 様 へ

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は「調理師業務従事者届」を出しましょう。

急速に高齢化が進展する社会にあって、国民の健康寿命を延伸していくことは重要な課題であり、健康に配慮した食事や介護食など身体機能に応じた食事の提供、食の安全の確保、地域の食文化の継承など、飲食店や給食施設等において調理師が果たす役割は大きくなっています。

このため、調理師法では、就業している調理師に２年ごとの届出を義務づけています。

調理師法

第５条の２　多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて調理の業務に従事する調理師は、厚生労働省令で定める２年ごとの年の１２月３１日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年１月１５日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければいけない。

● 届出が必要な調理師

福岡県に所在する次の施設等で調理業務に従事している〔**調理師免許を有している調理師**〕

１ 寄宿舎　２ 学校　３ 病院　４ 事業所　５ 社会福祉施設　６ 介護老人保健施設
７ 矯正施設　８ 飲食店営業　９ 魚介類販売業　１０ そうざい製造業
１１ 複合型そうざい製造業　１２ その他

● 届出の時期

令和８年１２月３１日現在の状況を、
令和９年１月１５日までに「ふくおか電子申請サービス」にて届け出てください。

※　電子申請は、以下の URL を検索又は QR コードを読み取り、届出フォームへご回答ください。

（URL）https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=TqWKB67u

※　原則として、電子申請により届け出てください。インターネットの環境がない場合のみ、所定の用紙での届出も受け付けます。
　用紙で届出を提出される方は**就業地を所管する保健福祉（環境）事務所**まで郵送または持参してください。

※ 福岡県内の保健福祉（環境）事務所等の所在地・電話番号一覧は裏面です。
お問い合わせもこちらへどうぞ。

●「調理師業務従事者届」の届出先（郵送・持参の場合のみ）

福岡県の保健福祉（環境）事務所

保　健　所	郵便番号	住　　所	電話番号	所管地域
筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課	816-0943	大野城市白木原 3 丁目 5-25　筑紫総合庁舎	092-513-5583	春日市・大野城市 筑紫野市・太宰府市 那珂川市
粕屋保健福祉事務所 健康増進課	811-2312	糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26	092-939-1534	古賀市・粕屋郡
糸島保健福祉事務所 健康増進課	819-1112	糸島市浦志 2-3-1　糸島総合庁舎	092-322-1439	糸島市
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 健康増進課	811-3436	宗像市東郷 1-2-1　宗像総合庁舎	0940-36-2366	中間市・宗像市 福津市・遠賀郡
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課	820-0004	飯塚市新立岩 8-1　飯塚総合庁舎	0948-21-4815	飯塚市・嘉麻市 嘉穂郡・直方市 鞍手郡・宮若市
田川保健福祉事務所 健康増進課	825-8577	田川市大字伊田 3292-2　田川総合庁舎	0947-42-9345	田川市・田川郡
北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課	838-0068	朝倉市甘木 2014-1　朝倉総合庁舎	0946-22-3964	小郡市・うきは市 朝倉市・朝倉郡 三井郡
南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課	832-0823	柳川市三橋町今古賀 8-1　柳川総合庁舎	0944-72-2185	大牟田市・柳川市 大川市・みやま市 八女市・筑後市 八女郡・三潴郡
京築保健福祉環境事務所 健康増進課	824-0005	行橋市中央 1 丁目 2-1　行橋総合庁舎	0930-23-2690	行橋市・豊前市 京都郡・築上郡

● この届出に関するお問い合わせ先
　福岡県保健医療介護部健康増進課（ＴＥＬ：０９２－６４３－３２７０）